

令和2年度ディーゼル自動車粒子状物質削減 年次計画書の取りまとめ結果

岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成13年岡山県条例第76号）第99条の規定により、特定事業者20社から提出された令和2年度ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の削減に係る年次計画書について、取りまとめた結果は次のとおりである。

1 年次計画書の提出状況

	岡山市	倉敷市	早島町	県外	計
特定事業者数	15	3	0	2	20
事業所数※	34	13	0		47

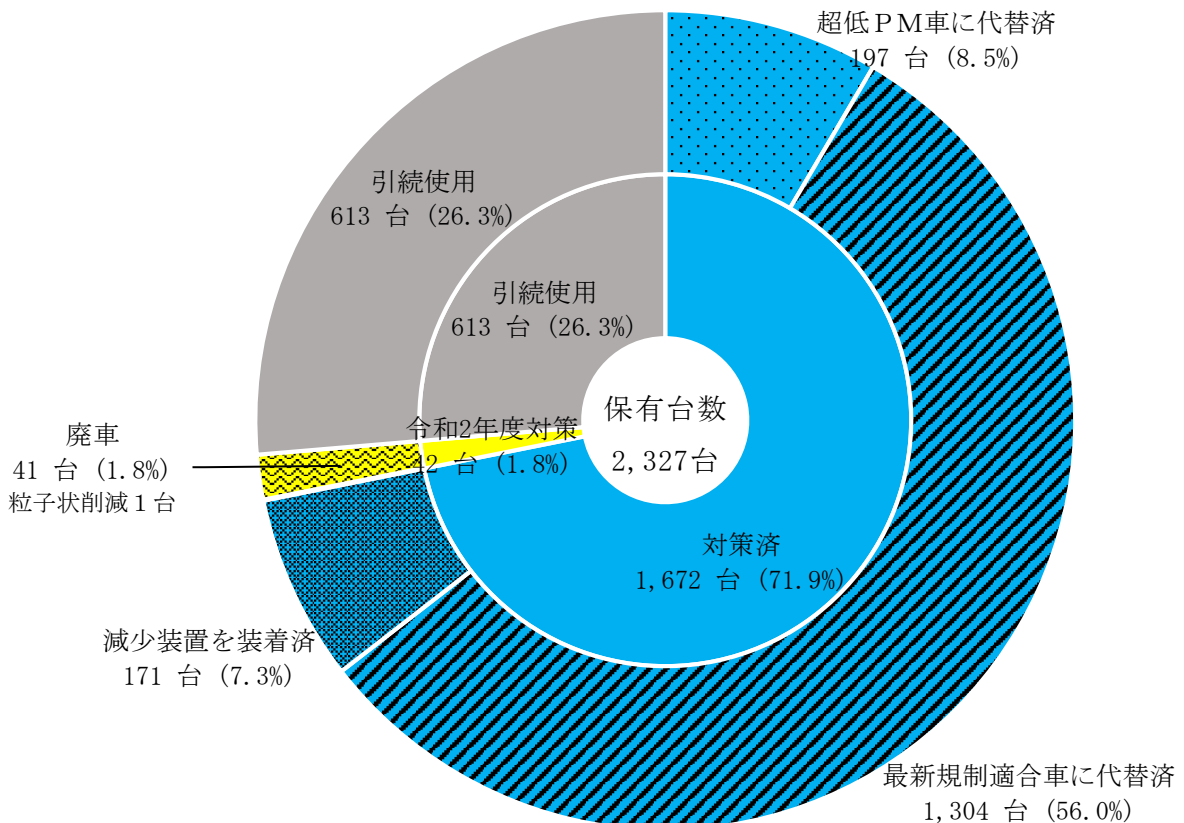
※特定事業者が指定地域に置いている「事業用ディーゼル車の使用の本拠地」の数

※指定地域とは、岡山市・倉敷市の一部及び早島町の全域

2 保有車両に係る粒子状物質の削減対策状況・予定

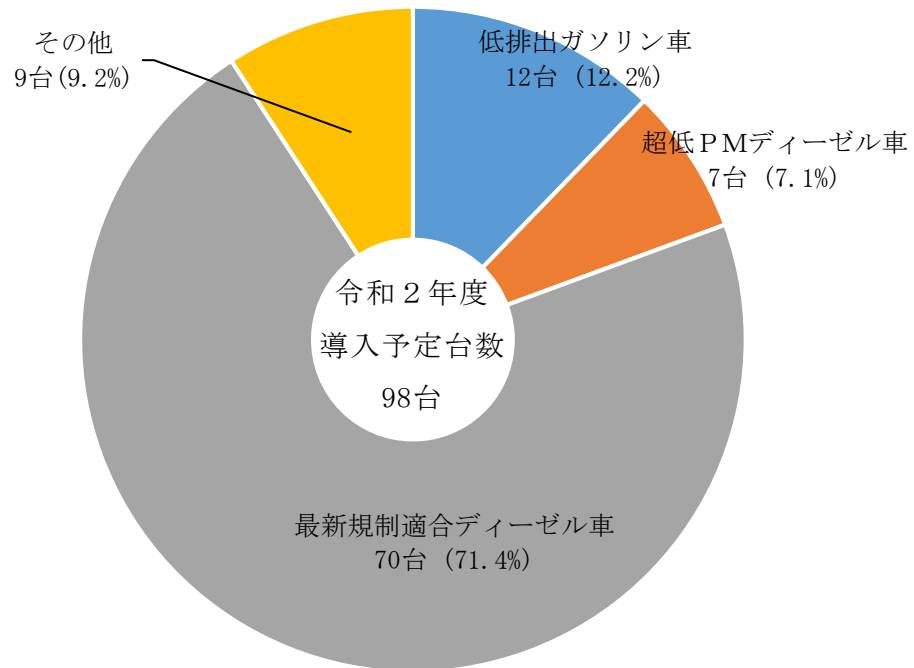
令和2年度当初に特定事業者が保有している事業用ディーゼル自動車は2,327台であり、既に1,501台（64.5%）が最新規制適合車（超低PM車を含む。）となっており、171台（7.3%）が粒子状物質減少装置（酸化触媒装置又はDPF）を装着している。

また、未対策車655台のうち、42台（保有車両全体の1.8%）が令和2年度に買い換え等の対策を講じる予定である。



3 自動車の導入・更新予定

令和2年度に導入（更新）する予定の車両は98台であり、導入予定自動車の内訳は、超低PM車が7台、最新規制適合車が70台などとなっている。



4 環境にやさしい自動車の使用等計画

ソフト面である環境にやさしい自動車の運転等計画については、「定速走行・経済速度走行の励行」を掲げる事業所が35事業所と最も多く、次いで「アイドリングストップの励行・啓発」が33事業所と続いている。